

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
に係る公害防止協定書

東京都西多摩郡日の出町（以下「甲」という。）並びに東京たま広域資源循環組合（以下「乙」という。）並びに日の出町第22自治会及び二ツ塚処分場対策委員会（以下「丙」という。）は、平成22年4月26日に変更した日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書（以下「本協定」という。）第17条に基づき協議を行い、本協定を次のとおり変更し、令和8年4月1日から施行する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（東京たまエコセメント化施設（以下「エコセメント化施設」という。）を含む。以下「処分場」という。）の建設並びに廃棄物の埋立及びエコセメント化（以下「埋立等」という。）を行うに当たり、地域住民の生活環境を保全するとともに、生命財産の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域住民 日の出町第22自治会の地域内に住所を有する者をいう。
- (2) 廃棄物 乙が埋立等処分する、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 搬入団体 廃棄物を搬入する、乙を構成する市町（以下、「組織団体」という。）及び一部事務組合をいう。
- (4) 中間処理施設 廃棄物の資源化、減容（量）化等を行う施設をいう。
- (5) 事後調査 東京都環境影響評価条例（昭和55年都条例第96号。以下「環境アセス条例」という。）第2条の規定に基づき乙が行う環境調査をいう。
- (6) エコセメント 日本産業規格（JIS R5214）に規定するセメントをいう。
- (7) エコセメント化施設 焼却残さを原料としてエコセメントを製造する施設をいう。
- (8) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(本協定の基本理念)

第3条 乙は、処分場を原因とする公害及び事故の発生を未然に防止するとともに、地域住民の生活に影響を及ぼさないよう、可能な限りの対策を講じなければならない。

2 汚染物質等の基準値は、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書（以下「細目協定」という。）に定めるものとし、乙は、細目協定を遵守することにより、恵まれた自然環境の保全に努めるものとする。

3 乙は、処分場を原因とする公害及び事故が発生したときは、処分場の建設中、廃棄物の埋立等中、及び埋立等終了後を問わず、全責任を負い、万全の措置を講じなければならない。

(本協定の遵守)

第4条 乙は、第1条の目的及び第3条の基本理念を実現するため、本協定の各事項を、誠意を持って履行するとともに、基本的同意書、基本協定書及び公害防止に係る関係諸法令を遵守しなければならない。

2 甲及び丙は、前条第2項の履行が認められないときは、催告のうえ、処分場に係る一切の行為を中止させることができるものとする。

(廃棄物の種類及び質)

第5条 乙が埋立等処分する廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 焼却残さ 中間処理施設で焼却した残灰。

ア 熱灼減量 10%以下

イ 水分含有率 50%以下

なお、焼却処理過程では効率的な方法を用い、熱灼減量等の向上に努めなければならない。

(2) 不燃・焼却不適ごみ おおむね15cm以下に破碎し、減容(量)化したもの。

(廃棄物の埋立等期間)

第6条 乙が廃棄物を埋立処分する期間は、廃棄物の量が処分場埋立容量に達するまでの期間とする。

2 エコセメント化の期間は、平成18年度を始期とし、令和8年(2026年)4月1日から令和33年(2051年)3月31日までの25年間、こ

れを継続するものとする。期間終了6か月前までに甲、乙及び丙は、期間の延長等について協議できるものとする。

(分別収集の徹底及び中間処理施設の改善)

第7条 乙は、有害・危険物質の混入を防止するため、組織団体に分別収集の徹底を図るよう要請しなければならない。

2 甲及び丙は、廃棄物の種類及び質が、第5条の規定に適合しないと認める場合は、乙を通じて搬入団体に中間処理の改善を要求できるものとする。

3 前項により改善を要求された搬入団体は、速やかに改善計画をまとめ、可能な限り早期にその実現を図らなければならない。

(廃棄物の埋立等処分量)

第8条 乙は、廃棄物の埋立等処分量を甲及び丙に報告するものとする。

(処分場の構造及び技術上の基準等)

第9条 乙は、処分場の建設にあたっては、本協定、基本協定書、関係諸法令及び日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場建設事業及び多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業環境影響評価書（以下「環境影響評価書」という。）に定めた事項を具備した施設を設置しなければならない。

(処分場の維持管理)

第10条 乙は、処分場の建設にあたっては、環境アセス条例に定める手続きを誠実に履行し、事後調査の結果を甲及び丙に提出しなければならない。

2 乙は、処分場の維持管理にあたっては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）等関係法令を遵守し、点検・検査を行うものとする。

なお、点検・検査地点及び項目等については、細目協定に定めるものとする。

3 乙は、前項の点検・検査結果をその都度甲及び丙に提出するものとする。

なお、点検・検査結果に顕著な変化がみとめられたときは、その原因を究明し、甲及び丙に説明するものとする。

(処分場管理センターの設置)

第11条 乙は、処分場の運営のため管理センターを設置し、次の事項を行うものとする。

- (1) 搬入する廃棄物が、第5条に規定する基準に適合しているか否かの検査及び搬入量の計量等
- (2) 廃棄物の埋立等処分の実施
- (3) 処分場入口における運搬車両の確認
- (4) その他処分場の維持管理に関すること

(廃棄物等の搬入搬出方法)

第12条 乙は、廃棄物及びエコセメントの製造に必要な材料（以下、「廃棄物等」という。）の搬入並びにエコセメントの搬出に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守するとともに、搬入団体の運搬車両には各搬入団体の名称を見やすい個所に表示し、運行するよう、搬入団体に指示しなければならない。

2 乙は、次に掲げる事項について年度開始前に甲及び丙に承認を得なければならない。

- (1) 搬入団体ごとの搬入計画量
- (2) 搬入団体別、経路別の1日当たり運搬車両の平均及び最高台数
- (3) エコセメントの製造に必要な材料の搬入経路別の1日当たり運搬車両最高台数
- (4) エコセメントの搬出経路別の1日当たり運搬車両最高台数
- (5) 廃棄物の運搬業者（直営を含む。）及びエコセメントの製造に必要な材料を搬入・エコセメントを搬出する運搬業者（以下「運搬業者」という。）の名称
- (6) 積雪等道路交通事情に対する緊急措置対策

3 乙は、前項第1号から第4号までの実績、及び前項第1号と実績の照合結果を毎月、甲及び丙に報告しなければならない。

4 乙は、運搬業者及びその従業員に対し、交通安全の確保及び公害防止等に関する特別講習を、毎年度実施しなければならない。なお、運搬業者及びその従業員は、講習修了証を常に携帯するものとし、甲若しくは丙又は甲が指名する甲の職員から講習修了証提示の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

(廃棄物の埋立等処分の方法)

第13条 乙は、廃棄物の埋立等処分にあたっては、政令及び環境影響評価書に定める方法を遵守するとともに、次に掲げる事項については、細目協定に定めるものとする。

- (1) 作業機材及び作業人員
- (2) 作業時間帯
- (3) 気象状況による埋立作業中止基準

(処分場の監視等)

第14条 乙は、二ツ塚処分場対策委員会委員（以下「対策委員等」という。）が、本協定の施行に必要な限度において、監視等の必要のため処分場内に立入る場合は、誠意を持ってこれに対応しなければならない。なお、監視等に係る経費については、乙が負担するものとする。

- 2 乙は、対策委員等から本協定に基づく報告資料の閲覧、廃棄物その他の試料の採取又は提供についての要求があった場合は、甲又は二ツ塚処分場対策委員会を通じてこれに応じなければならない。
- 3 乙は、甲又は丙から、公害防止、処分場の管理運営等に関する重要な変更及び改善について要求があった場合は、誠意をもって甲又は丙と協議しなければならない。
- 4 乙は、地域住民に、第10条第3項に規定する点検・検査結果の概要を年1回公表するものとする。

(処分場の安全対策等)

第15条 乙は、第10条第2項に関して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）に規定する停止等が命じられた場合、若しくは環境アセス条例第67条第3項に規定する要請があった場合、又は日の出町下水道条例（平成2年町条例第12号）第14条に規定する改善等が命じられた場合、その他関係法令に関する指導があった場合には、速やかに甲及び丙に報告するとともに、直ちに原因を究明して機能を回復する等必要な措置を講じない限り、関連する埋立等処分を再開できないものとする。

- 2 乙は、処分場を原因として、地域住民の生命、財産に危険の及ぶ恐れがあると認められるときは、直ちに甲及び丙に報告するとともに、関連する作業

を中止してその対策を講じるものとし、必要な措置がとられるまで関連する処分場の建設、廃棄物の搬入及び関連する埋立等処分を行わないものとする。

(埋立等処分終了後の管理)

第16条 乙は、埋立等処分の終了後も、廃掃法の規定に従い処分場が廃止されるまでの間、処分場の主要施設の維持管理を行うものとする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項が発生したとき、若しくは、本協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、本協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙がそのつど協議するものとする。なお、法令等の改正が行われた際はそれに準ずるものとする。

2 本協定に基づき、甲、乙及び丙が協議して定める必要のある事項は、埋立等処分開始前までに、細目協定として定めるものとする。

(災害時の特例規定)

第18条 災害時の特例規定については、別途協定として定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定を4通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月31日

甲 東京都西多摩郡日の出町

町長 東 亨

乙 東京たま広域資源循環組合

管理者 阿部 裕行

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会

会長 山崎 忠

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会二ツ塚処分場対策委員会

委員長 宮岡 義基